

茨木市移動支援事業に関する実施基準

(趣旨)

第1 この基準は、茨木市移動支援事業実施要綱(平成18年10月30日実施・平成18年10月1日適用)に定めるもののほか、茨木市移動支援事業実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開始届)

第2 事業の実施を受託しようとする社会福祉法人等(以下「事業受託者」という。)は、茨木市移動支援事業開始届に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 従事者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- (2) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (3) 事業所平面図
- (4) 従業者等の資格要件が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 平成18年9月30日において、外出介護事業所として都道府県等の指定を受けていた社会福祉法人等については、平成19年3月31日までの間は、前項第4号は、省略できるものとする。

(職種、職務の内容及び員数)

第3 事業受託者は、次に掲げる職員の職種、職務内容及び員数を配置するものとする。

(1) 管理者 1人(常勤職員)

管理者は、従業者の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、移動支援サービスの実施に関し、従業者に対し順守させるために必要な指揮命令を行う。同一敷地内の別事業所(指定居宅介護事業所等)との同職種の兼務可

(2) サービス提供責任者 1人以上(常勤職員)

サービス提供責任者は、移動支援介護計画を作成し、利用者及びその同居の家族等にその内容を説明するほか、事業所に対する外出介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

ア 介護福祉士

イ ヘルパー1級課程修了者

ウ ヘルパー2級課程修了者で3年以上介護の業務に従事した者

エ 移動介護養成研修修了者のうち、3年以上移動介護業務に従事した経験のある者

(3) 従業者 常勤換算方法で2.5人以上

利用者へのサービス提供に当たるとともに、実施状況の記録を行う者とし、別表に掲げる資格を要する者とする。

(設備)

第4 事業受託者は、事業実施にあたり、必要な広さを有する専用の区画を設けるもの

とする。

2 サービス提供に必要な設備及び備品等を備えるものとする。

(利用契約)

第5 事業受託者は、利用者からサービス提供の依頼を受けた時は、利用者と利用に関する契約を締結し、サービスを提供するものとする。

2 利用者との契約内容については、地域生活支援事業契約内容報告書により、茨木市に報告するものとする。

(請求書類等)

第6 サービス提供実績に応じ、サービス利用者ごとに移動支援事業サービス提供実績記録票を作成することとし、地域生活支援事業費請求時に、実績記録表の写し、地域生活支援事業費明細書及び地域生活支援事業費請求書を茨木市に提出するものとする。

(様式)

第7 この基準の規定により、必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第8 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成18年10月30日から実施し、平成18年10月1日から適用する。